

外部評価対象事業の選定方法及び今後のスケジュールについて

1. 外部評価対象事業

「第2次十和田市総合計画 第1期実施計画事業」のうち、内部評価実施済みの 154 事業を対象とする(資料2参照)。

ただし、次の事業は対象外とする。(資料2で灰色としている 36 事業)

① 教育委員会が実施する事業(26 事業)

※教育委員会の事業は、教育委員会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき評価を行っているため

② 令和2年度から実施している事業(8事業)

③ 統合された事業(2事業)

2. 評価対象事業の選定方法

- ◆ 幅広い分野の事業を評価していただくため、総合計画実施計画の基本目標ごとに1事業を選定。(7事業)
 ※基本目標4は全て教育委員会の事業のため、選定対象外事業
- ◆ 法定評価事業である、事業No.28 冬季観光の充実・強化(平成29年度地域再生計画認定事業)は外部評価の対象とする。

→外部評価対象事業は、委員選定事業7事業と法定評価事業1事業をあわせた全8事業とする。

3. 今後のスケジュールについて

内容	日程
第2回外部評価委員会(対象事業説明)	8月下旬
第3回外部評価委員会(効果検証・評価確定)	9月下旬
結果の公表(庁内、ホームページ等)	10月中